

法令および定款に基づくインターネット開示事項②

第64期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

株主総会参考書類 第2号議案に関する事項

- ・コムシスホールディングス株式会社の定款の定め
- ・コムシスホールディングス株式会社の最終事業年度（平成30年3月期）に係る計算書類等の内容

NDS株式会社

法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.nds-g.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

定 款

コムシスホールディングス株式会社

コムシスホールディングス株式会社 定款

平成15年9月29日 制 定
平成16年6月29日 変 更
平成18年6月29日 変 更
平成19年6月28日 変 更
平成21年6月1日 変 更
平成21年6月26日 変 更
平成24年6月28日 変 更
平成26年6月27日 変 更
平成27年6月26日 変 更
平成29年6月29日 変 更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本社は、コムシスホールディングス株式会社と称し、英文ではCOMSYS Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 本社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 各種電気通信設備、電気設備、情報通信設備、電子機器設備及びこれらに付帯する設備の測量、設計ならびに建設、保守、改良、修理、加工
2. 土木、道路、舗装、建築、造園、管、鋼構造物、鉄筋、塗装、機械器具設置、熱絶縁、水道施設、消防施設工事業及び消防設備事業その他工作物の測量、設計ならびに建設、保守、改良、修理、加工
3. ガス、空気調節装置、冷暖房、給排水、衛生、発電設備の施設全般に関する設計、施工、保守
4. 土木、建築その他工作物を解体する工事の測量、設計、施工
5. 化学産業機器とその材料及び建築資材の製作ならびに販売
6. 建築機械器具、鉄骨、鉄塔、鉄柱の設計及び製造、販売
7. 電気機械器具の製作、修理、加工及び材料の販売
8. 道路標識、その他標識の設計、施工、製造及び材料の販売
9. 道路標示に関する設計、施工及び材料の販売
10. 廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、再利用、再資源化、環境汚染物質の除去ならびにこれらに関する調査、企画、設計、監理
11. 電気供給事業及び熱供給事業
12. エネルギーの販売及び販売代理業

13. 倉庫業
14. 事務用機器の製造ならびに販売
15. 食料品、日用雑貨等の各種物品の販売
16. 印刷業
17. 前各号に関連する機材、機器類及びその材料の研究、製造、製作、修理、加工、賃貸、販売及び輸出入業務
18. 各種情報通信システムの企画、設計、建設、保守、改良及びそれらに関する指導教育
19. 情報通信システム機器、情報処理機器の販売、修理、加工及び輸出入業務
20. 情報処理サービス、情報提供サービス、通信提供サービスの各事業
21. ソフトウェア業
22. 電気通信事業
23. 広告宣伝事業
24. 各種業務の業務受託
25. 前各号に関連するコンサルティング業務
26. 労働者派遣事業
27. 職業紹介事業
28. 測量業
29. 運送業
30. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介ならびに土地の造成
31. スポーツ施設、教養文化施設等の各種施設の運営及び管理業
32. 電気事業法第57条の2による一般用電気工作物の調査業務
33. 自動車部品の開発、製造、販売及び修理
34. 古物売買業
35. 自動車の貸渡業
36. 損害保険代理業
37. 生命保険の募集に関する業務
38. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
39. 石油類の販売
40. 警備業
41. 前各号に掲げる物品のリース業
42. 前各号に関連する一切の事業その他必要な投資

(本店の所在地)

第3条 本社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は580,000千株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 本会社の単元未満株式を有する株主（以下、「単元未満株主」という。）は、本会社に対し、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式の数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 本会社は、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(株式取扱規程)

第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

(招集地)

第14条 本会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を行使することのできる他の株主1名にその議決権の行使を委任することができる。この場合には株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 本社は、取締役会を置く。

(員数)

第21条 本社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、13名以内とする。

2 本社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、7名以内とする。

(選任)

第22条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

4 本社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査等委員を選任することができる。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(招集通知)

第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、前項にかかわらず招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 本社は、取締役会の決議事項について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 本会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役及び顧問)

第27条 取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 本社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 本会社は、監査等委員会を置く。

(招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、前項にかかわらず招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 本会社は、会計監査人を置く。

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）をすることができる。

2 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第44条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、本会社はその支払いの義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 本会社は、第14回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第14回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

[添付書類]

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による各種政策の効果や、欧米を中心とした海外経済の回復を背景に、企業収益や雇用環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調が続いております。ただし依然として、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。

コムシスグループを取り巻く情報通信分野におきましては、通信事業者間のサービス競争が激化する中、コンテンツ等の付加価値サービスが拡大しております。それに伴い、急増する大容量のトラフィックに対応するためモバイルネットワークの高度化が進められています。また、公共・民間分野におきましては、政府や行政による国土強靱化施策、再生可能エネルギー政策、東京オリンピック・パラリンピック開催等による社会インフラ投資や、IoT、AI（人工知能）など新たなイノベーションを活用したICT投資の拡大が期待されております。

コムシスグループといたしましては、太陽光発電設備工事やバイオマス発電設備工事をはじめとした再生可能エネルギー事業や、スマート社会に向けた公共投資・ICT投資の増加に対応した新たな事業領域へのチャレンジ及びM&Aの実施等トップラインの拡大に取り組んでまいりました。また、成長事業分野への要員流動や、働き方改革の推進により施工効率の向上及び経費削減等の利益改善にも努めてまいりました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績につきましては、受注高4,022億2千万円（前期比8.7%増）、売上高3,800億2千万円（前期比13.7%増）となりました。

また、損益につきましては、営業利益303億4千万円（前期比21.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益203億9千万円（前期比40.8%増）となりました。

なお、グループ別の業績については、以下のとおりであります。

【グループ別の受注高・売上高・セグメント利益[営業利益]】

(単位：百万円)

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 [営業利益]	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
日本コムシスグループ	262,661	7.0%	245,302	14.8%	20,621	12.6%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	58,150	30.7%	53,084	25.8%	4,201	129.1%
TOSYSグループ	22,300	△2.4%	23,195	3.0%	1,390	12.9%
つうけんグループ	48,263	0.6%	47,873	3.8%	2,801	6.4%
コムシス情報システムグループ	9,258	10.9%	8,976	5.4%	940	23.7%

(注)「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

日本コムシスグループの業績

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資の減少があったものの、国土強靱化施策やインフラの老朽化対策などの公共事業及び太陽光発電設備工事をはじめとする再生可能エネルギー事業への取り組み及びM&Aによる子会社化（株式会社カンドー）等のトップライン拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も、構造改革や働き方改革の推進による生産性向上等により増益となりました。

サンワコムシスエンジニアリンググループの業績

サンワコムシスエンジニアリンググループは、NCC事業ではトップシェアの継続維持、社会システム事業では強みである電気設備工事の分野で新規案件開拓等に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も、継続的な経費削減施策、現場マネジメントの強化等により増益となりました。

TOSYSグループの業績

TOSYSグループは、通信事業者による設備投資の減少や公共投資が首都圏に集中するなど厳しい状況の中「攻めの営業」等に取り組み、受注高及び売上高の拡大に努めてまいりました。

この結果、受注高は減少となったものの、売上高は工事完成の早期化等により増加し、営業利益も、グループ一体的事業運営の推進や改善施策の取り組みにより増益となりました。

つうけんグループの業績

つうけんグループは、お客様への積極的な提案営業を推進するとともに、業務集約をはじめとしたグループ一体的事業運営など各種施策に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は、グループ会社が新規受注を獲得したこと等により増加となり、営業利益も、「筋肉質な経営基盤の構築」を目指したグループ全体の経費削減により増益となりました。

コムシス情報システムグループの業績

コムシス情報システムグループは、通信事業分野のシェアを維持しつつ、官公庁系や金融系の新たな事業分野への進出に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も、継続的に進めているプロジェクトマネジメント等により増益となりました。

当社（持株会社）の業績

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として10億7千万円、配当金として67億9千万円を収受いたしました。この結果、営業収益78億6千万円、営業利益67億8千万円及び当期純利益67億5千万円となりました。

2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は144億3千万円であります。その主なものは、工事基地の機能強化を図るため、日本コムシス株式会社による工事車両用駐車場建設用地の取得（東京都港区）であります。また、コムシスクリエイト株式会社による売電事業に係る太陽光発電所建設であります。さらに、コムシスグループの業務支援システムやワークフローシステムの機能追加のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 (第12期)	平成27年度 (第13期)	平成28年度 (第14期)	平成29年度 (当連結会計年度) (第15期)
売上高 (百万円)	328,631	320,654	334,163	380,024
経常利益 (百万円)	28,121	24,223	25,341	30,706
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	16,767	15,420	14,485	20,390
1株当たり当期純利益 (円)	142.72	136.75	129.96	178.64
総資産 (百万円)	264,019	266,066	284,367	328,192
純資産 (百万円)	194,038	196,543	202,943	231,767
1株当たり純資産 (円)	1,682.70	1,764.13	1,848.33	2,008.42

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満を四捨五入で表示しております。

5) 対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く環境は、情報通信分野におきましては、スマートフォンやタブレット端末の多様化・高機能化に向けた技術革新等、サービス内容やマーケット状況の変化に伴う需要喚起はあるものの、通信事業者の投資構造につきましては、インフラ整備からコンテンツ等のサービスへ転換したことによる設備投資の減少が見込まれるなど、厳しい経営環境が想定されます。

一方、公共・民間分野におきましては、ICTを活用したIoTや東日本大震災の本格復興、国土強靱化施策、再生可能エネルギー事業、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた社会インフラ投資の増加が期待されております。

このような状況のもと、コムシスグループといたしましては、中長期ビジョン実現に向けて、構造改革への取り組みや、民需系事業の拡大及びM&A等のトップライン拡大に努めてまいりました。更に、成長を加速させ中長期ビジョンの早期実現のため、成長戦略として「コムシスビジョン2020」を新たに策定し推進を図っており、具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

【主要施策】

- ① 事業カンパニー制による売上・利益の拡大
- ② 新たな再生可能エネルギー事業の推進
- ③ ワークスタイルイノベーションを含む生産性の向上
- ④ M&A戦略の継続

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

コムシスグループは、建設業法に基づき特定建設業者及び一般建設業者として、電気通信・土木・電気等各工事に関する請負を主たる事業としております。

事業種別	内 訳
NTT設備事業	NTT通信設備工事、NTTドコモ通信設備工事
NCC設備事業	NTTグループ以外通信設備工事
ITソリューション事業	ICT関連工事、各種ソフトウェア開発・受託、保守
社会システム関連事業等	電気設備工事、土木工事、ガス設備工事、環境・エコ関連工事、その他

7) 主要な拠点等 (平成30年3月31日現在)

コムシスホールディングス株式会社		東京都品川区
日本コムシス株式会社	本 社	東京都品川区 大阪市中央区〔西日本本社〕
	支 店	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、関東中(戸田市)、 東海(名古屋市)、北陸(金沢市)、関西(大阪市)、 中国(広島市)、四国(徳島県板野郡)、九州(福岡市)
サンワコムシスエンジニアリング株式会社	本 社	東京都杉並区
	支 店	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、 東海(名古屋市)、静岡(静岡市)、 関西(大阪市)、北陸(金沢市)、中国(広島市)、 四国(高松市)、九州(福岡市)、沖縄(那覇市)、 ジャカルタ(インドネシア共和国)
株式会社TOSYS	本 社	長野市若穂綿内 長野市北長池〔長野本社事務所〕 新潟市西区〔新潟本社事務所〕
	支 店	佐久(佐久市)、中信(塩尻市)、南信(伊那市)
株式会社つうけん	本 社	札幌市中央区
	事業部 及び 事業所	神奈川事業部(横浜市) 札幌事業所(札幌市)、小樽事業所(小樽市)、 旭川事業所(旭川市)、稚内事業所(稚内市)、 帯広事業所(帯広市)、釧路事業所(釧路市)、 北見事業所(北見市)、函館事業所(北斗市)、 苫小牧事業所(苫小牧市)、室蘭事業所(室蘭市)
コムシス情報システム株式会社	本 社	東京都港区
	事業所	仙台(仙台市)、長野(長野市)

8) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
日本コムシスグループ	6,349名
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,478名
TOSYSグループ	1,184名
つうけんグループ	1,837名
コムシス情報システムグループ	527名
コムシスシェアードサービス株式会社	148名
当社	58名
合 計	11,581名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
58名	3名増	47.8歳	19.4年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社における勤続年数を通算しております。

9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本コムシス株式会社	10,000 百万円	100.0 %	電気通信設備工事事業
サンワコムシスエンジニアリング株式会社	3,624	100.0	電気通信設備工事事業
株式会社T O S Y S	450	100.0	電気通信設備工事事業
株式会社つうけん	1,432	100.0	電気通信設備工事事業
コムシス情報システム株式会社	450	100.0	ソフトウェア開発等
コムシスシェアードサービス株式会社	75	100.0	共通業務受託等
コムシスモバイル株式会社	54	(100.0)	電気通信設備工事事業
コムシスエンジニアリング株式会社	80	(100.0)	電気通信設備工事事業
ウィンテック株式会社	80	(100.0)	電気通信設備工事事業
東京舗装工業株式会社	100	(100.0)	道路建設・舗装工事事業
株式会社カンドー	448	(100.0)	ガス設備・導管工事事業
コムシス通産株式会社	60	(100.0)	資機材の仕入れ・販売等
三和電子株式会社	90	(96.0)	電気通信設備工事事業
株式会社アルスター	40	(100.0)	電気通信設備工事事業
株式会社つうけんアドバンスシステムズ	350	(100.0)	ソフトウェア開発等
株式会社つうけんアクト	50	(100.0)	資機材の仕入れ・販売等
コムシステクノ株式会社	50	(100.0)	ソフトウェア開発等

- (注) 1. () 内の出資比率は、子会社の有する出資比率であります。
 2. 重要な子会社は、売上高等の基準により選定しております。
 3. 当社は、平成29年7月1日に株式交換により株式会社カンドーを完全子会社とし、同日付で、当社の完全子会社である日本コムシス株式会社へ株式譲渡を行いました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本コムシス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	47,006百万円	99,930百万円

10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 580,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 141,000,000株 (うち自己株式26,382,145株)
- 3) 当事業年度末の株主数 9,442名
- 4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,899,900	19.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	13,074,300	11.40
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	2,933,300	2.55
日本生命保険相互会社	2,590,869	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口)	1,607,000	1.40
明治安田生命保険相互会社	1,554,967	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,505,600	1.31
日本電気株式会社	1,408,294	1.22
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,402,042	1.22
B N Y M F O R G O L D M A N S A C H S J A P A N	1,262,400	1.10

- (注) 1. 当社は、平成30年3月31日現在自己株式26,382,145株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。

5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項及び定款第6条の定めにより、自己株式を取得しております。

取締役会決議	取得株式数	取得価額
平成29年5月9日	1,957,500株	4,999,993,400円
平成29年11月7日	1,049,800株	2,999,981,300円

3 会社役員に関する事項

1) 取締役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
加賀谷 卓	代表取締役社長	日本コムシス株式会社 代表取締役社長執行役員社長
伊 東 則 昭	取締役 コンプライアンス担当	日本コムシス株式会社 代表取締役会長 一般社団法人情報通信エンジニアリング協会 会長
小 川 亮 夫	取締役	株式会社TOSYS 代表取締役社長
大 村 佳 久	取締役	株式会社つうけん 代表取締役社長
坂 本 繁 実	取締役 NCC事業推進、民需事業推進担当	サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
青 山 明 彦	取締役	コムシス情報システム株式会社 代表取締役社長
熊 谷 仁	取締役 経営企画部長 事業改革推進、ITシステム担当	日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 経営企画部長
佐 藤 謙 一	取締役 NTT事業推進担当	日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 NTT事業本部長
尾 崎 秀 彦	取締役 財務部長兼事業拡大推進室長 IR、内部統制監査、総務担当	
須 田 憲 雄	取締役 人事部長 モバイル事業推進担当	日本コムシス株式会社 取締役執行役員 人材育成部長
西 山 剛	取締役 (常勤監査等委員)	
上 脇 晃一郎	取締役 (監査等委員)	日本コムシス株式会社 監査役
成 宮 憲 一	取締役 (監査等委員)	
宮 下 正 彦	取締役 (監査等委員)	TMI 総合法律事務所 弁護士
三 枝 隆 治	取締役 (監査等委員)	西日本三菱自動車販売株式会社 社外監査役 中部三菱自動車販売株式会社 社外監査役
小野原 一 賀	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。当該移行に伴い、上脇晃一郎、三枝隆治、小野原一賀の3氏は任期満了により監査役を退任し、監査等委員である取締役を選任され、それぞれ就任いたしました。また、西山 剛、成宮憲一、宮下正彦の3氏は任期満了により取締役を退任し、監査等委員である取締役を選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会において、新たに青山明彦及び須田憲雄の両氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 監査等委員である取締役成宮憲一、宮下正彦、三枝隆治、小野原一賀の4氏は、社外取締役であります。
4. 監査等委員である取締役成宮憲一、宮下正彦、三枝隆治、小野原一賀の4氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 社内の重要会議への出席等による情報収集の充実を図り、かつ内部統制監査部との緊密な連携を通じて、監査等委員会の活動の実効性を高めるため、西山 剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中に任期満了により退任いたしました役員は次のとおりであります。
- | | | |
|---------|---------|----------------|
| 代表取締役社長 | 高 島 元 | (平成29年6月29日退任) |
| 取 締 役 | 西 山 剛 | (平成29年6月29日退任) |
| 取 締 役 | 成 宮 憲 一 | (平成29年6月29日退任) |
| 取 締 役 | 宮 下 正 彦 | (平成29年6月29日退任) |
| 監 査 役 | 小 森 浩 | (平成29年6月29日退任) |
| 監 査 役 | 上 脇 晃一郎 | (平成29年6月29日退任) |
| 監 査 役 | 三 枝 隆 治 | (平成29年6月29日退任) |
| 監 査 役 | 小野原 一 賀 | (平成29年6月29日退任) |

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役と、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

3) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	員 数	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	14名 (2名)	174百万円 (3百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 (4名)	35百万円 (21百万円)
監 査 役 （うち社外監査役）	4名 (2名)	7百万円 (3百万円)
合 計 （うち社外役員）	18名 (4名)	217百万円 (27百万円)

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に退任した取締役4名及び監査役4名に対する報酬額が含まれております。なお、当社は、平成29年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会決議により、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額について年額400百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額について80百万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第4回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額について年額400百万円以内、監査役の報酬限度額について年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役（監査等委員を除く）の支給額には、当事業年度に係る役員賞与の支給見込額が含まれております。
5. 上記取締役（監査等委員を除く）の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役8名に対し44百万円）が含まれております。

4) 社外役員に関する事項

他の法人等の社外役員の状況及び当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	他の法人等の社外役員の状況	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員) 成宮 憲一	該当事項はありません。	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席いたしました。 また、取締役(監査等委員)就任後開催の監査等委員会7回全てに出席し、案件に応じ、経営経験者として適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 宮下 正彦	該当事項はありません。	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席いたしました。 また、取締役(監査等委員)就任後開催の監査等委員会7回全てに出席し、案件に応じ、弁護士として法的観点から適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 三枝 隆治	西日本三菱自動車販売株式会社 社外監査役 中部三菱自動車販売株式会社 社外監査役	取締役(監査等委員)就任後開催の取締役会7回全て、監査等委員会7回全てに出席し、案件に応じ、経営経験者として適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 小野原 一賀	該当事項はありません。	取締役(監査等委員)就任後開催の取締役会7回全て、監査等委員会7回全てに出席し、案件に応じ、経営経験者として適切な助言・提言を行っております。

(注) 西日本三菱自動車販売株式会社及び中部三菱自動車販売株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。なお、上表下段の金額には当該対価を含んでおります。

3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- (注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額、株数、出資比率、持株比率については表示単位未満を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	186,515	流動負債	82,836
現金預金	29,144	支払手形・工事未払金等	59,749
受取手形・完成工事未収入金等	121,826	短期借入金	106
リース投資資産	2,719	未払法人税等	7,815
未成工事支出金等	24,607	未成工事受入金	2,873
繰延税金資産	4,269	完成工事補償引当金	176
その他	4,003	工事損失引当金	548
貸倒引当金	△54	その他	11,566
固定資産	141,676	固定負債	13,588
有形固定資産	102,748	繰延税金負債	3,499
建物・構築物	30,591	再評価に係る繰延税金負債	1,369
機械、運搬具及び工具器具備品	16,171	退職給付に係る負債	7,263
土地	47,592	役員退職慰労引当金	271
リース資産	164	その他	1,185
建設仮勘定	8,228	負債合計	96,424
無形固定資産	10,063	(純 資 産 の 部)	
のれん	5,969	株主資本	234,199
その他	4,094	資本金	10,000
投資その他の資産	28,863	資本剰余金	60,883
投資有価証券	12,956	利益剰余金	201,329
長期貸付金	1,000	自己株式	△38,014
繰延税金資産	399	その他の包括利益累計額	△4,079
退職給付に係る資産	11,370	その他有価証券評価差額金	3,795
その他	3,304	土地再評価差額金	△7,905
貸倒引当金	△166	退職給付に係る調整累計額	30
		新株予約権	513
		非支配株主持分	1,134
		純資産合計	231,767
資産合計	328,192	負債純資産合計	328,192

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		380,024
売上原価		326,591
売上総利益		53,433
販売費及び一般管理費		23,085
営業利益		30,347
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	227	
固定資産賃貸料	158	
その他	248	
		647
営業外費用		
支払利息	7	
貸倒引当金繰入額	117	
賃貸費用	86	
遊休資産費用	31	
自己株式取得費用	15	
その他	29	
		288
経常利益		30,706
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	0	
貸倒引当金戻入額	927	
その他	30	
		974
特別損失		
固定資産除却損	83	
減損損失	494	
特別退職金	102	
その他	139	
		819
税金等調整前当期純利益		30,861
法人税、住民税及び事業税	10,857	
法人税等調整額	△440	
当期純利益		20,444
非支配株主に帰属する当期純利益		53
親会社株主に帰属する当期純利益		20,390

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	30,881	流動負債	16,766
現金預金	20	関係会社預り金	11,014
関係会社預け金	26,488	未払法人税等	5,464
未収入金	4,311	その他	288
繰延税金資産	30	固定負債	1
その他	30	長期未払金	1
		負債合計	16,767
固定資産	69,048	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	3	株主資本	82,649
備品	3	資本金	10,000
無形固定資産	13	資本剰余金	101,703
ソフトウェア	13	資本準備金	10,000
投資その他の資産	69,031	その他資本剰余金	91,703
投資有価証券	98	利益剰余金	9,153
関係会社株式	68,802	その他利益剰余金	9,153
繰延税金資産	53	繰越利益剰余金	9,153
前払年金費用	2	自己株式	△38,207
その他	74	評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
		新株予約権	513
		純資産合計	83,162
資産合計	99,930	負債純資産合計	99,930

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取配当金	6,790	
経営管理料	1,077	7,867
営業費用		
一般管理費		1,079
営業利益		6,787
営業外収益		
受取利息	31	
未払配当金除斥益	5	
法人税等還付加算金	22	
その他	0	60
営業外費用		
支払利息	9	
自己株式取得費用	15	
その他	1	27
経常利益		6,821
税引前当期純利益		6,821
法人税、住民税及び事業税	49	
法人税等調整額	14	64
当期純利益		6,757

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

コムシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	南 成人	㊤
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原 伸夫	㊤
指定社員 業務執行社員	公認会計士	新島 敏也	㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを各々決議するとともに、同日付で各々株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

コムシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 南 成人 ㊤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 伸夫 ㊤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月8日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを各々決議するとともに、同日付で各々株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は昨年開催の第14回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、平成29年4月1日から平成29年6月29日定時株主総会終了時までの監査については、当該期間の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を検証の上で当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

コムシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 西 山 剛 ㊟

監査等委員 上 脇 晃一郎 ㊟

監査等委員 成 宮 憲 一 ㊟

監査等委員 宮 下 正 彦 ㊟

監査等委員 三 枝 隆 治 ㊟

監査等委員 小野原 一 賀 ㊟

(注) 監査等委員 成宮憲一、宮下正彦、三枝隆治及び小野原一賀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

① 新株予約権の概要

名 称 (発行決議日)	新株予約 権 の 数	目的となる 株 式 の 種 類 及 び 数	発 行 価 額 (1個当たり)	権利行使時 払 込 金 額 (1株当たり)	権 利 行 使 期 間
第3回新株予約権 (平成21年8月7日)	53個	普通株式 5,300株	94,592円	1円	平成21年8月25日～ 平成51年8月24日
第4回新株予約権 (平成22年8月10日)	72個	普通株式 7,200株	60,504円	1円	平成22年8月27日～ 平成52年8月26日
第5回新株予約権 (平成23年8月10日)	109個	普通株式 10,900株	63,193円	1円	平成23年8月27日～ 平成53年8月26日
第6回新株予約権 (平成24年8月8日)	208個	普通株式 20,800株	86,291円	1円	平成24年8月25日～ 平成54年8月24日
第7回新株予約権 (平成24年8月8日)	195個	普通株式 19,500株	無償	1,005円	平成26年8月29日～ 平成30年8月28日
第8回新株予約権 (平成25年8月6日)	225個	普通株式 22,500株	107,501円	1円	平成25年8月24日～ 平成55年8月23日
第9回新株予約権 (平成25年8月6日)	236個	普通株式 23,600株	無償	1,366円	平成27年8月24日～ 平成31年8月23日
第10回新株予約権 (平成26年8月5日)	156個	普通株式 15,600株	174,630円	1円	平成26年8月23日～ 平成56年8月22日
第11回新株予約権 (平成26年8月5日)	1,169個	普通株式 116,900株	無償	1,969円	平成28年8月23日～ 平成32年8月22日
第12回新株予約権 (平成27年8月6日)	265個	普通株式 26,500株	139,245円	1円	平成27年8月22日～ 平成57年8月21日
第13回新株予約権 (平成27年8月6日)	2,907個	普通株式 290,700株	無償	1,928円	平成29年8月22日～ 平成36年8月21日
第14回新株予約権 (平成28年8月5日)	426個	普通株式 42,600株	170,565円	1円	平成28年8月24日～ 平成58年8月23日
第15回新株予約権 (平成28年8月5日)	3,675個	普通株式 367,500株	無償	1,923円	平成30年8月24日～ 平成37年8月23日
第16回新株予約権 (平成29年8月4日)	368個	普通株式 36,800株	204,667円	1円	平成29年8月24日～ 平成59年8月23日
第17回新株予約権 (平成29年8月4日)	3,865個	普通株式 386,500株	無償	2,404円	平成31年8月24日～ 平成38年8月23日

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	保 有 者 数	保 有 数	目的となる株式の数
第3回新株予約権 (平成21年8月7日)	取締役 (監査等委員を除く) 1名	53個	5,300株
第4回新株予約権 (平成22年8月10日)	取締役 (監査等委員を除く) 1名	72個	7,200株
第5回新株予約権 (平成23年8月10日)	取締役 (監査等委員を除く) 1名	109個	10,900株
第6回新株予約権 (平成24年8月8日)	取締役 (監査等委員を除く) 2名	187個	18,700株
第7回新株予約権 (平成24年8月8日)	取締役 (監査等委員を除く) 0名	0個	0株
第8回新株予約権 (平成25年8月6日)	取締役 (監査等委員を除く) 4名	211個	21,100株
第9回新株予約権 (平成25年8月6日)	取締役 (監査等委員を除く) 0名	0個	0株
第10回新株予約権 (平成26年8月5日)	取締役 (監査等委員を除く) 4名	134個	13,400株
第11回新株予約権 (平成26年8月5日)	取締役 (監査等委員を除く) 6名 取締役 (監査等委員) 1名	309個 45個	30,900株 4,500株
第12回新株予約権 (平成27年8月6日)	取締役 (監査等委員を除く) 6名	209個	20,900株
第13回新株予約権 (平成27年8月6日)	取締役 (監査等委員を除く) 9名 取締役 (監査等委員) 2名	659個 130個	65,900株 13,000株
第14回新株予約権 (平成28年8月5日)	取締役 (監査等委員を除く) 10名	323個	32,300株
第15回新株予約権 (平成28年8月5日)	取締役 (監査等委員を除く) 10名 取締役 (監査等委員) 1名	900個 80個	90,000株 8,000株
第16回新株予約権 (平成29年8月4日)	取締役 (監査等委員を除く) 10名	245個	24,500株
第17回新株予約権 (平成29年8月4日)	取締役 (監査等委員を除く) 10名	970個	97,000株

(注) 監査等委員である取締役が保有している新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に子会社取締役及び執行役員に対して交付された新株予約権等の内容の概要

イ. 平成29年8月4日開催の取締役会決議により発行した第16回新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 368個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
- ③ 新株予約権の目的となる株式の数 36,800株
- ④ 新株予約権の発行価額（1個当たり） 204,667円
- ⑤ 権利行使時の払込金額（1株当たり） 1円
- ⑥ 権利行使期間 平成29年8月24日から平成59年8月23日まで
- ⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）または当社完全子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）または当社完全子会社の取締役の地位にある場合においても、平成58年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 子会社取締役への交付状況

交付者数	新株予約権の数	目的となる株式の数
子会社取締役 29名	187個	18,700株

□. 平成29年8月4日開催の取締役会決議により発行した第17回新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 3,865個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
- ③ 新株予約権の目的となる株式の数 386,500株
- ④ 新株予約権の発行価額 (1個当たり) 無償
- ⑤ 権利行使時の払込金額 (1株当たり) 2,404円
- ⑥ 権利行使期間 平成31年8月24日から平成38年8月23日まで
- ⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。

なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 子会社取締役及び執行役員への交付状況

交付者数	新株予約権の数	目的となる株式の数
子会社取締役 24名	1,285個	128,500株
子会社執行役員 40名	1,610個	161,000株

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会において監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会にて業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築の基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社及びコムシスグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ② 「コンプライアンス委員会」は、コムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、コムシスグループ全体のコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の確立に取り組む。
 - ③ 当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外（法律事務所）に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し未然防止に取り組む。
 - ④ 内部統制監査部は、コムシスグループ各社に対し内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を確保する。
 - ⑤ 当社及びコムシスグループは、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等を適切に保存及び管理する。
- (3) 当社及びコムシスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、事業を取り巻くビジネスリスクを含む事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化する。
 - ② 当社は、コムシスグループ全体を統括する「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理基本方針」等を策定し、コムシスグループのリスクマネジメントを推進する体制とする。

(4) 当社及びコムシスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例取締役会と必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行う体制とする。
- ② 当社は、子会社が行う重要な業務執行について、「グループ会社運営基準」に基づき、当社の経営会議及び取締役会で審議・報告する体制とする。

(5) 当社及びコムシスグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ協定」に基づき経営管理を行う。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制とする。
- ② 当社は、コムシスグループ各社の社長で構成される「コムシスグループ社長会」を定期的に開催し、経営方針・施策の周知徹底を図る。

(6) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、組織、使用人の設置を行う。当該使用人の人事考課、異動等については、監査等委員と事前協議のうえ、実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会に加え、経営会議、リスク管理委員会等の当社の重要会議に定例メンバーとして出席し、経営上の重要な情報について随時報告を受けられる体制とする。
- ② 当社及びコムシスグループの取締役及び使用人は、コムシスグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員に報告を行う体制とする。
- ③ 監査等委員が必要と判断したときは、いつでも当社及びコムシスグループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- ④ 監査等委員に報告を行った者が、当該事項を報告したことを理由として不当な扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、当社の社長と定期的にミーティングを開催し、業務執行の課題等について監査等委員が意見または情報を交換できる体制とする。
- ② 監査等委員は、会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携等を図り、監査等委員会の策定した監査計画が円滑かつ効果的に実施できる体制とする。
- ③ 監査等委員は、統括事業会社の監査役と定期的に会議を開催し、グループ監査の実効性を確保する。
- ④ 当社は、監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用は請求により速やかに支払うものとする。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会において監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「(6) 監査等委員への報告体制」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても、監査役に対して同様の体制を整備・運用しております。

(1) 内部統制システム全般

内部統制監査部は、コムシスグループ各社に対し、業務遂行の適法性・妥当性を確保するために、監査計画に基づき内部監査を実施しております。その監査結果については、代表取締役社長及び監査等委員に報告するとともに、経営会議に報告し、必要に応じて再発防止策等の協議を実施しております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、「コンプライアンス委員会」を当事業年度におきまして4回開催し、統括事業会社及び統括事業会社が直接出資する子会社におけるコンプライアンス体制・状況等について報告を受けております。また、重要な法令等違反が発生した場合もしくは発生の恐れがある場合には、各統括事業会社と連携し、調査・是正・勧告措置を実施しております。

内部通報体制については、社内通報に関する規程を定め、コムシスグループ全体を対象とする通報窓口を社内と社外（法律事務所）に設置しており、法令に違反する恐れのある事実等の把握に努めております。その通報内容については、コンプライアンス委員会に報告しております。

(3) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度におきまして定例取締役会を10回開催いたしました。法令で定められた事項及び経営に関する重要事項については、事前に経営会議にて議論したうえで、取締役会に付議しており、取締役会では活発な議論・意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性の確保に努めております。また、取締役会議事録は、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

(4) リスク管理体制

当社は、コムシスグループのリスクマネジメントを推進するために「リスク管理基本方針」に基づき策定した「リスク管理規程」において、リスクマネジメントに関する基本的事項を定めております。また、コムシスグループ全体を統括する「リスク管理委員会」を設置しており、必要に応じて開催する体制としております。このような体制のもと、日頃から事業活動に付随するリスクを適切に把握し、危機発生回避と万一の場合の事前準備を社会的責任の一つとして受け止め、リスクマネジメント体制の強化に努めております。

(5) グループ会社の経営管理

当社は、「コムシスグループ協定」に基づき「グループ会社運営基準」を定め、コムシスグループの経営管理として、コムシスグループの子会社が行う重要な業務執行については、当社の経営会議及び取締役会で審議・報告を実施しております。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を実施しております。

さらに、コムシスグループ各社への経営方針・施策等の周知徹底のため、「コムシスグループ社長会」を当事業年度におきましては、2回開催いたしました。

(6) 監査等委員への報告体制

当社は、監査等委員に対する業務上の重要な事項の報告を適正に実施しており、さらに監査等委員は取締役及び使用人に対して積極的に必要な報告を求めています。

監査等委員への重要な事項の報告については、監査等委員が取締役会、経営会議、リスク管理委員会等の重要会議に定例メンバーとして出席し必要な情報を得るほか、コムシスグループの業務または業績に影響を与える重要な事項に関する必要な情報の報告を実施しております。また、監査等委員は統括事業会社の監査役と定期的に会合を実施し、連携を強化しているほか、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。さらに、監査等委員は代表取締役社長と定例的なミーティングの開催や会計監査人・内部統制監査部との緊密な連携等により、業務執行が適正かつ効率的に実施されているかを常に監視できる体制を築いております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	52,525	186,195	△41,028	207,692
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,082		△5,082
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,390		20,390
自己株式の取得				△8,003	△8,003
自己株式の処分		244		700	944
子会社の自己株式の取得 による持分の変動		104			104
連結範囲の変動			△88		△88
株式交換による増加		8,009		10,317	18,326
土地再評価差額金の取崩			△84		△84
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	8,358	15,134	3,013	26,506
当期末残高	10,000	60,883	201,329	△38,014	234,199

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,666	△7,990	△650	△5,974	578	647	202,943
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△5,082
親会社株主に帰属する 当期純利益							20,390
自己株式の取得							△8,003
自己株式の処分							944
子会社の自己株式の取得 による持分の変動							104
連結範囲の変動							△88
株式交換による増加							18,326
土地再評価差額金の取崩							△84
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,129	84	681	1,895	△65	486	2,317
連結会計年度中の変動額合計	1,129	84	681	1,895	△65	486	28,823
当期末残高	3,795	△7,905	30	△4,079	513	1,134	231,767

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称 日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社、株式会社TOSYS、株式会社つうけん、コムシス情報システム株式会社

前連結会計年度において非連結子会社であった東亜建材工業株式会社は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。また、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社カンドーを株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、同社及びその子会社である東京ガスライフバルカンドー株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 15社

主要な非連結子会社の名称 日新電話設備株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 該当なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用しない非連結子会社の数 15社

持分法を適用しない関連会社の数 6社

主要な会社の名称 日新電話設備株式会社

持分法を適用していない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社40社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・未成工事支出金

個別法による原価法

・商品

移動平均法による原価法

・材料貯蔵品

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7年～50年

構築物 7年～45年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産）として計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に一括償却しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「貸倒引当金戻入額」「為替差益」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に区分して表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 50,684百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 75百万円 |

3. 土地の再評価

連結子会社である日本コムシス株式会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日法律第34号・最終改正平成17年7月26日法律第87号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号・最終改正平成18年1月27日政令第12号）第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を行って算定しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,592百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 特別利益

貸倒引当金戻入額

貸倒引当金戻入額は、海外子会社と発注者である海外JVとの和解成立に伴い、工事代金の一部返済を受け計上したものであります。

2. 特別損失

減損損失

当連結会計年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

セグメント	用途	種類	場所	減損損失
日本コムシスグループ	事業用資産	建物等	大阪府大阪市	332
	遊休資産	土地・建物等	東京都中野区	88
	遊休資産	建物等	神奈川県横浜市	30
	事業用資産	建物等	神奈川県厚木市	17
	事業用資産	建物等	徳島県阿南市	15
	遊休資産	土地・建物等	岐阜県高山市	9
合計				494

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

「日本コムシスグループ」については、遊休または使用用途の変更となった土地・建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増 加	減 少	当期末株式数
普通株式 (株)	141,000,000	—	—	141,000,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増 加	減 少	当期末株式数
普通株式 (株)	31,865,224	3,008,741	8,451,194	26,422,771

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会 (注) 1	普通株式	2,183	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月7日 取締役会 (注) 2	普通株式	2,900	25.00	平成29年9月30日	平成29年12月5日

(注) 1 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金 (0百万円) を含めております。

2 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金 (1百万円) を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成30年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会 (注)	普通株式	利益 剰余金	2,865	25.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

(注) 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金 (1百万円) を含めております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 638,900株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループファイナンス及び銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価	差 額
(1) 現金預金	29,144	29,144	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	121,826	121,826	—
資産計	150,970	150,970	—
(3) 支払手形・工事未払金等	(59,749)	(59,749)	—
負債計	(59,749)	(59,749)	—

(※) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金預金、並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,008円42銭

1株当たり当期純利益 178円64銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成30年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 200万株（上限） |
| (4) 取得価額の総額 | 50億円（上限） |
| (5) 取得期間 | 平成30年5月9日から平成31年3月31日まで |

(株式交換による完全子会社化)

平成30年5月8日に開催された取締役会において、当社は、(Ⅰ)当社を株式交換完全親会社、NDS株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換、(Ⅱ)当社を株式交換完全親会社、株式会社SYSKENを株式交換完全子会社とする株式交換、(Ⅲ)当社を株式交換完全親会社、北陸電話工事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを各々決議するとともに、同日付で各々株式交換契約を締結しました。本株式交換は、いずれも平成30年10月1日を効力発生日として実施する予定です。

また、この株式交換の結果、NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社は、平成30年9月26日に上場廃止となる予定です。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容、規模
NDS株式会社（総合エンジニアリング事業、ICTソリューション事業、住宅不動産事業）
グループの総資産、売上高は以下のとおりです。
総資産 70,959百万円（平成30年3月期）
売上高 78,013百万円（平成30年3月期）

株式会社SYSKEN（情報電気通信事業、総合設備事業、その他）
グループの総資産、売上高は以下のとおりです。
総資産 24,052百万円（平成30年3月期）
売上高 28,088百万円（平成30年3月期）

北陸電話工事株式会社（通信建設事業、情報システム事業）

グループの総資産、売上高は以下のとおりです。

総資産 10,270百万円（平成30年3月期）

売上高 13,447百万円（平成30年3月期）

② 企業結合を行う主な理由

NDSグループは、東海・北陸圏においてNTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を担っている他、東海・北陸圏に加え首都圏・関西圏において、官公庁及び一般企業からの通信設備・電気・土木等の工事請負、ICT関連事業、半導体製造装置設置・保守事業、情報システム開発事業、交通系電子マネー決済事業等の拡大に注力しております。

SYSKENグループは、NTTインフラ構築事業、総合設備構築事業を事業の柱として多方面に亘る事業展開を進めており、NTTグループをはじめとする情報通信インフラや電気・空調などの総合設備分野において主に九州を中心に営業展開している企業として地域の活性化や発展に注力しております。

北陸電話工事グループは、北陸エリアを主たる基盤としてNTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を中核事業としており、加えて公共及び一般のお客様に向けたネットワーク構築や電線類地中化工事、太陽光発電設備構築などの通信建設事業、ソフト開発やデータ放送関連などの情報システム関連事業にも注力しております。

当社は、本株式交換により、当社と各グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、当社と各対象会社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びITプラットフォームの共有・活用による効率化など、CHDグループとNDSグループ、SYSKENグループ及び北陸電話工事グループのそれぞれの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

- ③ 企業結合予定日 　　いずれも平成30年10月1日
- ④ 企業結合の法的形式 　　いずれも株式交換
- ⑤ 結合後企業の名称 　　NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社
- ⑥ 取得する議決権比率 　　いずれも100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、いずれも完全子会社化することによるものであります。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類別の交換比率

以下のとおり各社の普通株式に対し、当社の普通株式を割当て交付いたします。

NDS株式会社 2.07株

株式会社SYSKEN 1.04株

北陸電話工事株式会社 0.178株

② 交換比率の算定方法

本株式交換に用いられる各株式交換比率の算定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、当社及び各対象会社が、それぞれ依頼した、独立した第三者算定機関による各算定・分析結果を参考に、当社及び各対象会社が実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及び各対象会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因をそれぞれ総合的に勘案し、当社と各対象会社との間で個別に協議・交渉を行い、決定しております。

(注) 未確定の項目については、記載を省略しております。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	83,524	93,524	7,479
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△5,083
当期純利益					6,757
自己株式の取得					
自己株式の処分			239	239	
株式交換による増加			7,939	7,939	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	-	-	8,178	8,178	1,673
当期末残高	10,000	10,000	91,703	101,703	9,153

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△41,295	69,709	△0	578	70,287
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△5,083			△5,083
当期純利益		6,757			6,757
自己株式の取得	△8,003	△8,003			△8,003
自己株式の処分	704	944			944
株式交換による増加	10,387	18,326			18,326
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△0	△65	△65
事業年度中の変動額合計	3,088	12,940	△0	△65	12,874
当期末残高	△38,207	82,649	△0	513	83,162

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	30,800百万円
長期金銭債権	74百万円
短期金銭債務	11,173百万円
3. 取締役に対する金銭債務	1百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	7,867百万円
営業費用	30百万円
営業取引以外の取引による取引高	40百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	26,382,145株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
長期未払金	0百万円
株式報酬費用	53百万円
未払金	23百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
未払事業税等	6百万円
繰延税金資産合計	<u>84百万円</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	<u>△0百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△0百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>83百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科 目	期末残高 (注) 4
子会社	日本コムシス(株)	直接100%	経営管理の契約 役員の兼任 資金の寄託	資金の寄託 (注) 1 利息の受取 配当金受取 経営管理料 (注) 2 子会社株式の売却 (注) 3	- 7 4,855 616 18,326	関係会社預け金 未収入金	11,811 1,981
子会社	サンワコムシスエンジニアリング(株)	直接100%	経営管理の契約 役員の兼任 資金の受託	資金の受託 (注) 1 配当金受取 経営管理料 (注) 2	- 525 159	関係会社預り金	131
子会社	(株)T O S Y S	直接100%	経営管理の契約 役員の兼任 資金の寄託	資金の寄託 (注) 1 配当金受取 経営管理料 (注) 2	- 360 105	関係会社預け金	4,218
子会社	(株)つうけん	直接100%	経営管理の契約 役員の兼任 資金の寄託	資金の寄託 (注) 1 配当金受取 経営管理料 (注) 2	- 824 154	関係会社預け金	1,826
子会社	コムシス情報システム(株)	直接100%	経営管理の契約 役員の兼任 資金の受託	資金の受託 (注) 1 配当金受取 経営管理料 (注) 2	- 226 42	関係会社預り金	1,252
子会社	コムシスシェアードサービス(株)	直接100%	業務の一部委託 役員の兼任 資金の受託	資金の受託 (注) 1	-	関係会社預り金	50
子会社	コムシスエンジニアリング(株)	間接100%	資金の受託	資金の受託 (注) 1	-	関係会社預り金	1,872
子会社	コムシス通産(株)	間接100%	事務用機器等の リース契約 資金の寄託	資金の寄託 (注) 1	-	関係会社預け金	1,402
子会社	(株)日本エコシステム	間接100%	資金の寄託	資金の寄託 (注) 1	-	関係会社預け金	2,070
子会社	(株)つうけんアクト	間接100%	資金の寄託	資金の寄託 (注) 1 利息の受取	- 7	関係会社預け金	3,738

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の受託及び寄託による利率については、市場金利を勘案して決定しております。
 なお、この取引に係る金額については、反復かつ継続的に行っているため記載を省略しております。
 2. 基本契約書等に定める役務提供割合に応じて合理的に決定しております。
 3. カンドー株式の売却金額については、第三者機関による株価算定を参考に協議の上、決定しております。
 4. 取引金額には、消費税等を含めておりません。また、期末残高には、消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	721円08銭
1株当たり当期純利益	59円18銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成30年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 200万株（上限） |
| (4) 取得価額の総額 | 50億円（上限） |
| (5) 取得期間 | 平成30年5月9日から平成31年3月31日まで |

(株式交換による完全子会社化)

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。